

**名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業
特定事業の評価・選定について**

平成２７年 ３月２３日

名古屋市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号改正平成13年法律第151号、以下「PFI法」という。）第7条の規定により、下記事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成27年 3月23日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業内容

(1) 事業名称

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

(4) 事業目的

本事業は、ごみを安定的かつ経済的に処理するとともに、焼却灰等の資源化や熱エネルギーの有効活用を行い、循環型社会に適した処理システムの確立を目的とする。

併せて、名古屋市（以下「市」という。）は、本事業を民間事業者に長期間、一括で実施させることにより、民間事業者の創意工夫による効率性を発揮させることで、市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図るものとする。

(5) 施設の概要

住 所	北名古屋市二子四反地 地内
規 模	【処理施設】660トン／日 （2系列又は3系列、全連続燃焼方式） 【破碎選別設備】 50トン／5時間
処理方式	以下のいずれかとし、民間事業者の提案による。 ① ストーカ式燃焼方式＋灰等資源化（※） ② 流動床式燃焼方式＋灰等資源化（※） ③ シャフト炉式ガス化熔融方式（※） ・不燃ごみ、粗大ごみの処理 選別された金属類（鉄、アルミ）は有価物として売却する。 （※） 焼却灰、熔融飛灰及び破碎残渣等の資源化対象物について、外部の資源化事業者を活用し、熔融やセメント化、焼成等により資源化対象物の資源化を行う方式をいう。ただし、ストーカ式燃焼方式は、事業予定地内に灰熔融炉を設置して、焼却灰等の資源化を行うことができる。
供用開始	平成32年7月（予定）
事業期間	24年4か月

（６）事業範囲

民間事業者は、ＰＦＩ法に基づき、新たに一般廃棄物処理施設を設計・建設し、運営・維持管理業務等を遂行する。民間事業者が行う主な業務は、次のとおりとする。

ア いずれの処理方式にも共通する業務

① 本施設の設計及び建設に関する業務

- ・市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ・本施設に係る設計（災害に対応できる施設の強靱化対策を含む）
- ・循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請手続の支援
- ・一般廃棄物処理施設設置に係る手続
- ・市が申請元となるその他申請手続に関する支援
- ・生活環境影響調査等関連の対応業務
- ・環境モニタリング（調査計画書（建設時、施設供用時）に沿って実施）
- ・着工準備（用地造成及びインフラ整備関連）
- ・本施設に係る建設工事（災害に対応できる施設の強靱化対策を含む）
- ・電波障害対策
- ・緑地の整備等
- ・本施設の引き渡し
- ・近隣地域対応
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

② 施設の運営及び維持管理に関する業務

- ・一般廃棄物（可燃ごみ等）の受入
- ・本施設の運転管理（市が有するごみ焼却工場等の全体の運転計画に基づく個別計画に沿うこと）
- ・本施設の保守管理
- ・本施設の情報管理
- ・本施設の環境管理
- ・見学者への対応
- ・清掃及び警備
- ・近隣地域対応
- ・見学者等環境学習対応設備の運営及び維持管理
- ・余熱の利用（主にごみ発電）
- ・余剰電力の売却（売電）に係る電気事業者との契約
- ・ＩＳＯ１４００１の取得
- ・金属類等の有価物の売却
- ・資源化対象物の有効活用

- ・セルフモニタリングの実施
- ・被災した場合、迅速な復旧等のバックアップ体制の構築
- ・出入り口における車両の安全管理
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

イ 焼却灰・焼却飛灰・溶融飛灰等を事業用地外に搬出し、別途事業所で処理する場合の業務

- ・委託先の選定等
- ・灰等資源化（焼却灰等の運搬を含む）の業務管理
- ・灰等資源化（焼却灰等の運搬を含む）の適正処理
- ・情報管理

（７）事業方式

本事業は、ＰＦＩ法に基づき、民間事業者が市と事業契約を締結し、自らの提案をもとに本施設の設計・建設を行った後、市に本施設の所有権を移転したうえで、事業期間中に本施設の運営・維持管理を行うＢＴＯ（Build：建設 Transfer：移転 Operate：運営）方式により実施する。

２ 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、本施設の設計・建設業務に係る対価、本施設の運営・維持管理業務に係る対価及び事業用地以外の外部に委託する灰等資源化業務等に係る対価である。

また、余剰電力、余熱の売却及び金属類等の有価物の売却による収入は、すべて民間事業者の収入とする。

３ 市が直接実施する場合とＰＦＩ事業で実施する場合の評価

（１）評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」及び本事業実施方針に基づき、事業期間全体に亘るコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びＰＦＩ事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

（２）定量的評価

ア 前提条件

本事業を市が自ら実施する場合とＰＦＩ事業により実施する場合、それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定した。

なお、これら前提条件は、市が独自に設定したものであり、入札参加者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

項 目		市が自ら実施する場合	P F I 事業により実施する場合
設 計 ・ 建 設 費		既設工場の実績をもとに、ヒアリング結果を考慮した上、必要な補正を行い設定	ヒアリング結果をもとに、必要な補正を行い設定
運 営 ・ 維 持 管 理 費	人 件 費		
	点 検 補 修 費		
	用 役 費		
	灰等資源化費用		
	そ の 他※1		
設 計 ・ 建 設 費 に 係 る 資 金 調 達	交 付 金	交付金交付要綱に準じて設定	
	起 債※2	設計・建設費から交付金を除き所定の充当率により設定	設計・建設費から交付金、民間資金を除き所定の充当率により設定
	民 間 資 金※3	—	資本金及び金融機関からの借入金で構成されるとして設定
	一 般 財 源	設計・建設費から交付金、起債を除き設定	設計・建設費から交付金、起債、民間資金を除き設定
その他収入（売電等）		ヒアリング結果をもとに設定	
割 引 率		2.5%	
物 価 上 昇 率		0%	

※1 民間事業者がリスク回避のために付保する損害保険料は、イコールフットिंगの考えの基に、市が自ら実施する場合にも加算した。

※2 起債金利は、市債の実績をもとに近年の動向を踏まえて設定した。

※3 民間資金の金利は、近年の動向を踏まえて設定した。

イ 算定方法

上記の前提条件を基に、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とＰＦＩ事業により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中に亘り年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

ウ 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が自ら実施する場合に比べて、ＰＦＩ事業により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が、約１４％削減することが見込まれる。

(３) 定性的評価

本事業をＰＦＩ事業により実施する場合、上記のような定量的評価に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

ア 焼却残渣及び余熱の有効活用

焼却残渣及び余熱の有効活用策については、民間ノウハウの提供を求めることで選択肢が広がり、より多くの資源化及びエネルギー活用が図られる。その結果、市の最終処分場への埋立量が最小化でき、その使用可能期間の増加が期待できる。それとともに、エネルギーの有効活用は、名古屋市北名古屋工場（仮称）の事業目的として掲げている「循環型社会に適した処理システム」の実現可能性が高まるものと見込まれる。

イ 設計及び建築・プラント工事の一体化

建築工事とプラント工事を一括して発注することにより、民間事業者は設計・建設に係る品質、工程、安全面等の進行管理を自らの裁量のもとで実施することが可能となる。この結果、業務の効率性が高まり、工期短縮が期待できるとともに、安全で円滑な整備事業の遂行が期待できる。

ウ 安全で効率的な運営

民間ノウハウを活用することによって、民間事業者自らの裁量による絶え間ない業務改善や新技術に対する柔軟な適応が図られるとともに、リスクも適正に管理される。また、公共事業に企業会計を導入することにより、民間事業者のコスト意識を活用して、事業全体の収支計画が一層遵守される。

したがって、ＰＦＩ事業においては、安全で効率的な事業運営が期待できる。

エ 財政支出の平準化

整備段階における財源に関しては、市が自ら実施する場合は、交付金と市の起債及び一般財源から構成されていたが、ＰＦＩ事業により実施する場合、それらの一部を民間金融機関からの借入等で対応できるため、財政支出の平準化が期待できる。

また、民間事業者に対する民間金融機関の監視機能が確保できるため、民間事業者の経済的・財務的な安定化も期待できる。

(4) 総合評価

本事業をＰＦＩ事業として実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が自ら実施する場合に比べ、事業全体を通して約１４％削減が見込まれるとともに、民間事業者へのリスク移転や公共サービス水準の向上も期待できる。

また、循環型社会に適した処理システムの実現を図る上でも民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上より、本事業をＰＦＩ事業により実施することが適当であると認められるため、ここにＰＦＩ法第７条に基づく特定事業として選定する。